[事案 2023-154] 保険期間延長等請求

· 令和 6 年 2 月 1 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、定期保険特約を80歳まで継続させること等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成8年3月に契約した定期保険特約付終身保険について、以下等の理由により、定期保険 特約を80歳を限度として継続させてほしい。それが認められない場合には、契約を無効とし て既払込保険料相当額を返還してほしい。

- (1) 定期保険特約条項には、主契約の保険料払込方法が一時払の場合には、定期保険特約の保険期間は80歳とする規定がある。中途一部一時払特約条項にもとづき、途中から主契約である終身保険の保険料を一時払で支払った場合も、同様の適用があることから、定期保険特約は80歳を限度として継続することができるはずである。
- (2)募集人から、本契約の加入時に、保険料払込期間満了の1年前に保険料の中途一部一時払を行うことにより、定期保険特約を80歳を限度として継続できる旨の説明を受け、これを信じて加入した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款上、定期保険特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とすると規定されている。本契約の主契約の保険料払込期間は55歳であるから、定期保険特約の保険期間も55歳が限度である。
- (2) 通常、保険契約の説明のためには、保障設計プランやご契約のしおりが交付され、これにもとづき募集人は説明を行うが、これらの資料の記載を前提とすると、募集人が定期保険特約の保険期間を80歳を限度として継続できるとの誤説明をしたとは考え難い。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。